

平成 24 年 7 月 23 日  
総務省長野行政評価事務所

自動体外式除細動器（AED）の設置、維持管理及び使用に関する調査

長野行政評価事務所では、AEDの適切な設置及び維持管理等を図る観点から、標記調査を取りまとめ、必要な改善措置について所見表示することとしましたので、公表します。

連絡先

担当：評価監視官 小山

電話：026-235-5566

FAX：026-232-4529

# 自動体外式除細動器(AED)の設置、維持管理及び使用に関する調査

## 調査の背景

○ 自動体外式除細動器(AED)については、平成16年の厚生労働省の通知以降、救命の現場に居合わせた一般市民がAEDを使用しても、医師法違反には該当しない。

○ 医療機関のほか、学校、駅、商業施設等で急速にAEDの設置が普及。

・平成22年12月販売累計台数約33万台のうち、医療・消防機関以外への販売台数は約25万台

○ AEDの設置については、法的義務付けはなく、設置の詳細は不明。

○ 心肺停止者が出た施設にAEDが設置されていない例。

○ AEDの故障などにより、緊急時にAEDが使用できなかった例。

## 調査の項目

1 国の庁舎等の施設におけるAEDの設置、維持管理及び使用等の状況

・信越総合通信局、長野地方法務局、長野少年鑑別所、長野地方検察庁、長野財務事務所、税務署、長野労働局、中部森林管理局、長野運輸支局、国営アルプスあづみの公園事務所、長野地方気象台

2 地方公共団体関連施設及び民間施設等におけるAEDの設置、維持管理及び使用等の状況

## 処理

改善事項を関係行政機関に通知(所見表示)

調査結果(実態)を公表

# ＜調査の視点と制度の概要等＞

## 1 AEDの設置

- ・ AEDを設置する場合は、入口付近など来所者の目のつきやすい場所に設置することが望ましい。
- ・ 地域住民等にAEDの存在を周知するために、施設入口にAED設置施設であることを表示することが望ましい。

## 2 AEDの維持管理

- ・ 厚生労働省は、電極パッドには使用期限、バッテリーには寿命があるため、これら消耗品の交換時期を把握し、適切に交換することが必要としている。
- ・ 厚生労働省は、AEDを日常的に点検し、記録することが必要としている。

## 3 AEDの一般財団法人日本救急医療財団への登録等

- ・ 同財団は、地域住民等がAEDの設置をあらかじめ把握できるよう、販売業者を通じて、AEDの設置情報を登録し、ホームページで公開している。
- ・ 厚生労働省は、同財団への登録を呼びかけている。
- ・ ホームページでの公表は、地域住民がAED設置を把握するに有用。

## 4 AEDの使用に関する講習

- ・ AED設置施設に勤務する職員は、救急時に対応できるように、講習を受けることが望ましい。
- ・ 講習は、「2年から3年間隔での定期的な再受講」が望ましい。

# 1 国の庁舎等の施設におけるAEDの設置、維持管理及び使用等の状況

## 調査結果の概要

### 1 AEDの設置(22施設調査)

- i) 来庁者窓口から遠い大部屋の窓側付近にAEDを設置していた(1施設) [4.5%]。
- ii) 施設入口にAED設置施設の表示がない(9施設) [40.9%]。

### 2 AEDの維持管理(22施設調査)

- i) 調査時に電極パッドの使用期限が切れていた(3施設)。
- ii) 使用期限経過5か月後に電極パッドを交換していた(1施設)。
- iii) 日常的点検を実施しているが記録なし(7施設) [31.8%]、日常的点検を未実施(11施設) [50.0%]。

### 3 AEDの一般財団法人日本救急医療財団への登録及びホームページ公表(72施設調査)

窓口業務を行う65施設のうち、

- i) 登録していない(39施設) [60.0%]。
- ii) ホームページでAED設置施設であることを表示していない(65施設) [100%]。

### 4 AEDの使用に関する講習(22施設調査)

- i) 2年度以上講習を実施していない上、24年度も具体的実施計画はない(5施設) [22.7%]。

## 主な所見表示

### 1 関係行政機関は、AEDの設置の適正化を図る観点から、次の措置を講ずることが望ましい。

- i) 来庁者窓口に近い場所に設置場所を変更すること。
- ii) 施設入口にAED設置施設であることを表示すること。

### 2 関係行政機関は、AEDの維持管理の適正化を図る観点から、次の措置を講ずることが望ましい。

- i) 表示ラベルで的確に交換時期を把握し、適切に消耗品を交換すること。
- ii) 日常的に点検を実施し、記録すること。
- iii) 施設運営を委託しているところは、消耗品の交換と日常点検について、受託者を指導監督すること。

### 3 関係行政機関は、地域住民への周知を促進する観点から、次の措置を講ずることが望ましい。

- i) 一般財団法人日本救急医療財団にAED設置情報を登録していないところについては、登録すること。
- ii) ホームページでAED設置施設であることを表示すること。

### 4 関係行政機関は、AEDの使用に関する講習の励行を図る観点から、次の措置を講ずることが望ましい。

- i) 計画的に講習を実施すること。

## 2 地方公共団体関連施設及び民間施設等におけるAEDの設置、維持管理及び使用等の状況

### 調査結果の概要―実態―

#### 1 AEDの設置

(77市町村アンケート調査)

i) AEDを市役所・町村役場に設置していない(12市町村) [15.6%]。

(89施設実地調査)

i) AEDの手前に懐中電灯や洗剤容器が置かれていた(1施設) [1.1%]。

ii) 施設入口にAED設置施設である表示がない(35施設) [39.3%]。

#### 2 AEDの維持管理 (89施設実地調査)

i) インジケータが「使用不可」を表示していた(1施設)、電極パッドの使用期限が切れていた(2施設) バッテリーの寿命期間が経過していた(1施設) [4.5%]。

ii) 消耗品を交換したが、表示ラベルの記載内容を更新していない(15施設) [16.9%]。

iii) 日常的点検を実施しているが記録なし(49施設) [55.1%]、日常的点検を未実施(28施設) [31.5%]。

#### 3 AEDの一般財団法人日本救急医療財団への登録及びホームページ公表

(77市町村アンケート調査)

i) 市町村関連設置施設を登録していない(43市町村) [55.8%]。

ii) 市町村関連設置施設をホームページで公表している(32市町村) [41.6%]、ホームページでは公表していないが、広報誌・ハザードマップ等の配布物で住民に周知している(9市町村) [11.7%]、特に住民に周知していない(36市町村) [46.8%]。

(89施設実地調査)

i) AED設置情報を登録していない(34施設) [38.2%]。

ii) 施設名等の変更があったにもかかわらず、登録情報を変更していない(2施設)。

iii) ホームページでAED設置施設であることを公表している民間法人がある(3法人)

#### 4 AEDの使用に関する講習(89施設実地調査)

i) 2年度以上講習を実施していない(11施設) [12.4%]。

#### 5 AEDの使用状況(89施設実地調査)

i) AEDの使用が7施設[7.9%]であった。このうち、記録をとっていない施設があった(1施設)。